

## 公立大学法人島根県立大学利益相反マネジメント規程

平成 30 年 10 月 1 日

規程第 89 号

(目的)

**第 1 条** この規程は、公立大学法人島根県立大学利益相反マネジメントポリシーに基づいて、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）の利益相反を適切に管理し、産官学連携活動を円滑に推進することを目的とする。

(利益相反マネジメント委員会)

**第 2 条** 利益相反を適切に管理するため、利益相反に関する事項を審議する機関として、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。ただし、出雲キャンパスにおいて行う産官学連携活動及び人を対象とする研究又は人体により採取した材料を用いる研究に関する事項については、島根県立大学出雲キャンパス利益相反マネジメント規程の定めるところによる。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 公立大学法人島根県立大学利益相反マネジメントポリシー
  - (2) 教職員等の利益相反に関する審査
  - (3) その他利益相反に関する重要事項
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 理事長が指名する理事（副学長）
  - (2) 各大学院研究科長
  - (3) 各学部長
  - (4) 短期学部長
  - (5) 事務局長
  - (6) 各事務室長
  - (7) 教育研究支援部長
  - (8) その他委員会が必要と認めた者
- 4 委員会の委員長は、理事長が指名する理事のうち島根県立大学副学長（浜田キャンパス担当）をもって充てる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

9 委員長は、第2条第2項第2号に掲げる事項の審査が終了したときは、審査結果を当該教職員等に通知しなければならない。

(利益相反相談窓口)

**第3条** 教職員等の利益相反に関する相談に対応するため、事務局企画調整室及び事務室管理課に相談窓口を設置する。

2 相談窓口で対応した相談内容については、軽微なものを除き、速やかに委員会へ報告する。

(利益相反アドバイザー)

**第4条** 委員会に、専門的見地から利益相反に関するアドバイスを行うため、利益相反アドバイザーを置くことができる。

2 利益相反アドバイザーは、原則として学外の利益相反に関する専門家を充て、理事長が委嘱する。

(手続き)

**第5条** 教職員等は、第2条に規定する委員会の定めるところにより、利益相反に関する自己申告を行うものとする。

2 自己申告書の様式については、委員会が別に定める。

3 教職員等は、利益相反が生ずると思われるときには、事前に相談窓口相談するものとする。

4 教職員等は、事前に相談した事象について委員会が決定する指示に従うものとする。

(異議申立て)

**第6条** 教職員等は、委員会の決定に不服があるときは、理事長への異議申立てを行うことができる。

2 理事長はアドバイザーの意見を参考にし、理事会の議を経て最終決定を行う。

(事務)

**第7条** 利益相反マネジメントに関する事務は、企画調整室において行う。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。